（合併の登記における登記記録の記録方法）

第二十五条　［略］

２　［略］

３　不動産登記規則第百七条第一項（第三号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（船舶登記規則の一部改正）

第七条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　登記事項の証明等（第四十五条―第四十七条の三）	第三章　登記事項の証明等（第四十五条―第四十七条の二）
第四章　［略］	第四章　［同上］
附則	附則
（帳簿）	（帳簿）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　申出立件事件簿	［号を加える。］
十　申出立件関係書類つづり込み帳	［号を加える。］
十一　申出立件事務日記帳	［号を加える。］
十二　代替措置等申出書写しつづり込み帳	［号を加える。］
（登記事項証明書の交付の請求情報等）	（登記事項証明書の交付の請求情報等）
第十五条　登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章並びに第四十九条において準用する不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二条の十四第二項及び第六項において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。	**第十五条**　登記事項証明書、請求に係る船舶についてその製造地を管轄する登記所の登記簿に製造中の船舶の登記がないことを証する書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第四十九条において準用する不動産登記規則第百九十六条第一項第一号から第四号まで（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分	五　登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第四十九条において準用する不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百九十六条第一項第一号から第四号まで（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分
［六・七　略］	［六・七　同上］
［２～８　略］	［２～８　同上］
（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）	（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）
第四十六条　前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第四十九条において準用する不動産登記規則第二百二条の十四第四項、第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。	**第四十六条**　前条第一項の交付の請求又は同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第四十九条において準用する不動産登記規則第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。
［２・３　略］	［２・３　同上］